

買出人登録要領

この要領は、函館市水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）において仲卸業者から販売を受けることのできる買出人について登録その他の必要な事項を定め、もって市場における秩序を維持し、円滑な取引の促進を図ることを目的とする。

1 買出人の登録

買出人になろうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 登録対象者

買出人の登録を受けることのできる者は、次に掲げる業務を営む者とする。

- (1) 店舗等を有し、水産物を直接消費者に販売する業務
- (2) 保健所長の営業許可を受けた飲食店等を営む業務
- (3) 加工設備を有し、水産物を加工して販売する業務

3 登録の数

買出人の登録の数は、1 経営主体につき 1 人とする。

4 登録の時期

買出人の登録の時期は、毎月 1 回とし、原則として毎月 1 日とする。

5 登録申請の手続

(1) 買出人の登録を受けようとする者は、第 4 項に規定する登録の時期の前月 15 日までに買出人登録申請書を市長に提出しなければならない。

(2) 前号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 申請者が法人の場合

- (ア) 企業の概要
- (イ) 誓約書
- (ウ) 定款
- (エ) 登記事項証明書
- (オ) 代表者および常勤役員の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書および写真

(カ) 保健所長の発行する営業許可等の証明書

(キ) 売買業務に常時参加する者の調書

(ク) 仲卸業者の同意書

イ 申請者が個人の場合

(ア) 営業の概要

(イ) 誓約書

(ウ) 履歴書，住民票の写し，市町村長の発行する身分証明書および写真

(エ) 保健所長の発行する営業許可等の証明書

(オ) 仲卸業者の同意書

6 買出人の登録を受けられない者

市長は，登録申請書を提出した者が次の各号の一に該当するときは第1項の登録をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 買出人の登録の取消しを受け，その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(3) 卸売業者，仲卸業者もしくは買受人または，卸売業者，仲卸業者もしくは買受人の役員もしくは使用人である者であるとき。

(4) 申請者が法人の場合は，当該法人の代表者が前各号の一に該当する者であるとき。

7 買出人の登録の取消または削除

市長は，買出人が次の各号の一に該当することとなったときは，登録の取消または削除を行うものとする。

(1) 買受代金の支払いが著しく遅滞している者であるとき。

(2) 転業，廃業その他の理由により仲卸業者から販売を受けることを廃止したとき。

(3) 前項第1号または第3号に該当することとなったとき。

(4) 申請者が法人の場合は，当該法人の代表者が前項第1号または第3号に該当することとなったとき。

8 買出人記章の交付

市長は、買出人登録申請書の提出があった場合には、登録を拒否する場合を除き、登録する旨を速やかに申請者に通知するとともに、登録を受けた買出人に対し、買出人記章（以下「記章」という。）を交付するものとする。

9 買出人記章の着用等

- (1) 登録を受けた買出人は、市場内において必ず記章を着用しなければならない。
- (2) 買出人は、記章を亡失し、または損傷したときは、直ちに買出人記章亡失・損傷届出書を市長に提出しなければならない。
- (3) 市長は、前号の届出があったときは、買出人に対し記章を再交付するものとする。この場合において、当該買出人は、その実費を弁償しなければならない。
- (4) 買出人は、その資格を失ったとき、または仲卸業者から販売を受けることを廃止したときは、速やかに記章を市長に返還しなければならない。

10 名称変更等の届出

買出人は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、買出人名称変更届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名もしくは、名称または住所を変更したとき。
- (2) 商号を変更したとき。
- (3) 仲卸業者から販売を受けることを廃止したとき。

11 買出人の遵守事項

買出人は、条例もしくは規則またはこれらに基づく命令または指示もしくは処分に従わなければならない。

附 則

- 1 この要領は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 買出人登録実施要領（昭和55年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要領は、平成17年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 2 1 日から施行する。